

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による施術者の指定

(社会福祉課)

一

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

○保安林の指定の解除の予定

(水産林政総務課)

一

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定(二件)

(同)

二

○宅地建物取引業者の免許の取消し

(同)

二

○宅地建物取引業者の免許の取消し

(建築宅地課)

三

○土地改良事業計画変更の適当の決定

(大河原地方振興事務所)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定

(情報政策課)

三

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告

(契約課)

四

正 誤

○宮城県公報第九号(令和元年六月四日付け)中

四

告 示

○宮城県告示第六百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	櫻井 成明	施術所の名称	整骨院greenroom巨理	住所又は施術所の所在地	巨理郡巨理町逢隈高屋字柴北百	指定年月日	令和元年七月二十九日
-----	-------	--------	----------------	-------------	----------------	-------	------------

○宮城県告示第六百九十七号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百九十六加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)に示された宮城県漁業協会の地区のうち松島の区域	令和元年八月一日	宮城県松島町松島字大田十五(三十五)松樹 俊一 宮城県松島町松島字内百三十四(一)蜂谷 雅美	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	八人
宮城県第百九十七加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)に示された宮城県漁業協会の地区のうち磯崎の区域	令和元年八月一日	宮城県松島町磯崎字磯崎九十一(十二)高橋 幸彦 宮城県松島町磯崎字磯崎百二十二(三)赤間 庄三	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	二十九人
宮城県第百九十八加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)に示された宮城県漁業協会の地区のうち磯崎の区域	令和元年八月一日	塩釜市浦戸寒風沢字寒風沢住宅六号棟六百	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第三十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	四人

宮城県第二 百一加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)で 告示された 宮城県漁業協 同組合の塩釜 市浦戸東部支 所の地区	十一号 長南正義 塩釜市浦戸野々島字家 川上一十一 川畑俊夫	令第二十九 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人
宮城県第二 百一加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)で 告示された 宮城県漁業協 同組合の塩釜 市浦戸支所の 地区のうち桂 島、石浜の区 域	塩釜市浦戸桂島字鬼ヶ 浜十八二 内海公男 塩釜市浦戸桂島字鬼ヶ 浜十七五 三浦勝治	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人

○宮城県告示第六百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字袖ノ浜一〇の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第六百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字原三六の三・三七の四・三七の五・三七の二六・三七の二八(以上五筆につ

いて次の図に示す部分に限る。

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字原三六の三・三七の四・三七の五・三七の二六・三七の二八(以上五筆につ

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

21 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次の者の宅地建物取引業の免許を取り消した。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号及び事務所の所在地

株式会社ミヤマ・コーケン

大崎市古川小野字中蝦沢百三十九番八十六

二 免許の年月日及び免許証番号

平成三十年十二月二十八日 宮城県知事（一）第六千五百三十三号

三 処分した年月日

令和元年八月七日

○宮城県告示第七百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年八月十三日

宮城県大河原地方振興事務所 所長 千葉 隆 政

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年八月十三日から令和元年九月十日まで

三 縦覧場所

村田町役場

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年八月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年八月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区一番町二丁

目三番二十二号

五 落札金額 一億十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和元年六月二十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年八月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市植松字田野部九十一番一、九十二番一、九十三番一、九十三番五、九十一番一地先の水の一部、九十二番二地先の道の一部、九十三番一地先の水の一部
大阪府大阪市中央区本町橋三番六号
ハクゾウメディカル株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○令和元年八月六日付けで公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。
令和元年八月十三日

一 入札を中止する事項

1 調達案件及び数量 AI併用型ハイパスベクトルカメラシステム 一式

2 納入期限 令和二年二月二十八日（金）

3 納入場所 宮城県産業技術総合センター 実験棟 R1四二三室

二 入札を中止する理由

入札公告の納期及び納入場所に誤りがあったため。

三 その他

この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 須藤 凜太郎 電話〇二二二二二二一三三三三三）

正 誤

○宮城県公報第九号（令和元年六月四日付け）中

ページ

四 上 段

行

前

一

前

一

前

二

前

二

前

二

前

二

前

二

前

三

前

一

前

一

前

一

前

一

正

取用及び使用の手続開始の申立て

取用及び使用の手続が開始される土地等

3 手続が開始される土地

(一) 取用の手続が開始される土地

地 石巻市大原浜人石山及び給分

浜中沢地内

(二) 使用の手続が開始される土地

地 石巻市大原浜人石山及び給分

浜中沢地内

二 起業者が取用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

取用及び使用の手続開始の申立て

一 取用及び使用の手続が開始される土地等

3 手続が開始される土地

(一) 取用の手続が開始される土地

地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び

字船戸神明地内

(二) 使用の手続が開始される土地

地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び

字船戸神明地内

二 起業者が取用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

取用の手続開始の申立て

一 取用の手続が開始される土地等

3 取用の手続が開始される土地

地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び

字船戸神明地内

二 起業者が取用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

取用の手続開始の申立て

誤

取用の手続開始の申立て

一 取用の手続が開始される土地等

3 取用の手続が開始される土地

地 石巻市大原浜人石山及び給分

浜中沢地内

二 起業者が取用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

取用の手続開始の申立て

一 取用の手続が開始される土地等

3 取用の手続が開始される土地

地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び

字船戸神明地内

二 起業者が取用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

取用の手続開始の申立て

一 取用の手続が開始される土地等

3 取用の手続が開始される土地

地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び

字船戸神明地内

二 起業者が取用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

取用の手続開始の申立て

一 取用の手続が開始される土地等

3 取用の手続が開始される土地

地 石巻市雄勝町雄勝字呉壺及び

字船戸神明地内

二 起業者が取用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

取用の手続開始の申立て

一 取用の手続が開始される土地等

3 取用の手続が開始される土地